

五所川原市防災行政無線整備事業
公募型プロポーザル
実施要領書

令和 7 年 7 月
五所川原市

1 提案を求める事項

本事業における要求仕様書に求める要件を十分に理解し、その要件を満たす方法について以下の件に関して具体的に提案すること。

2 その他留意事項

- (1) 本事業に必要な関係官公庁や電力会社等への諸手続きは、受注者が遅滞なくこれを行うこと。また、手続きに要する費用は受注者の負担とする。
(総務省東北総合通信局への免許申請等の代行業務を含む)
- (2) 国等関係機関との協議、調査内容の説明等の必要が生じたときは、必要に応じて資料作成及び立会いを行うこと。
- (3) 本事業に伴う補助申請等について、必要に応じて申請書等の資料作成支援を行うこと。
- (4) 住民に対する説明会等が開催された場合、資料作成等の支援を行うこと。
- (5) 本事業の実施に当たり、受注者が当該契約に基づいて作成した成果品の所有権は当市に帰属するものとする。また、本事業の履行に当たり、第三者の著作権等に抵触するものについては、受注者の責任において処理するものとする。

3 提出書類

- (1) 提案書（正本1部、副本10部、電子版1部）
- (2) 様式は自由で、言語は日本語とし、表紙には「五所川原市防災行政無線整備事業提案書」と記載するとともに、提案者名を記載し、正本には提案者が押印すること。
- (3) 大きさはA4判両面印刷とし、表紙、裏表紙を除き30頁以内とする。なお、A4判については、白紙面も1頁と数える。
- (4) 文字サイズは原則として10ポイント以上とする。
- (5) A3判を使用する場合は、A4判の大きさに三つ折りにすること。なお、A3判1頁はA4判2頁と数えることとする。
- (6) 提出の際は、正本は、A4フラットファイルに綴じ込み提出するものとする。副本は、ホチキス止めとする。なお、電子版については原則PDF形式による提出とし、メール若しくはCD等の媒体により提出すること。
- (7) 提案書には以下の事項についての提案を含め簡潔に記載すること。

4 提案内容

- (1) 当市で運用している防災行政無線のうち、一部老朽化及びMCA無線サービスの停止が予定されていることに伴う、防災行政無線(同報系)システムの整備更新
 - ① 基本方針
 - ② 親局・拡声子局の機能
 - ③ 施工計画及び施工管理
- (2) 提案設備の機能と運用
 - ① 利便性・高度化
市民に対してあまねく情報を伝達するため、地域の多様化と情報伝達手段の多様化

に考慮したものであり、かつ市民のほか、来訪者等を含めた多数の人たちに等しく情報の伝達が可能なものであること。

② システムの信頼性

採用するシステムメーカーは、MC A同報通信システム、デジタル方式防災行政無線システム、I P方式同報無線システムの製造納入実績があることを事例等で示すこと。

③ 災害時の運用

市役所への登庁が困難な場合における運用が考慮されていること。

津波等沿岸部における発災時に避難活動に寄与できる仕組みがあること。

④ システム切替

既設システムから新システムへの移行期間中の運用を円滑に行え、運用停止時間が短期間となるよう考慮されていること。

新システム移行後も、既設システムのまま運用される部分にも連携し、円滑な操作やJ - A L E R Tの自動配信、地区別の配信が可能であること。

既設システム流用の考え方について、提案すること。

(3) 維持管理

システムの維持管理において、市の負担軽減を考慮した提案を行うこと。

(4) 撤去

本事業の施工において、不要となる既存設備の撤去及び廃棄処分は、法令に基づき受注者の責任において適切に行うことを前提とし、撤去対象となる既存設備についての方法、及び費用についても提案し、撤去費用も見積に含めること。尚、既設流用が可能な場合は、その内容を提案すること。

(5) 追加、補足提案

地域の特性を考慮し、局配置が不足する地域への対応や拡声子局の機能拡充を提案すること。

同報系以外の機能について、補足があれば提案を行うこと。

その他、見積額に含まれる追加、補足事項があれば提案すること。

(6) 将来性・拡張性

提案設備について、さらなる配信手段の拡充等を提案すること。ただし、本項目は契約範囲外とし、見積額に含めないこととする。

5 見積書

(1) 提出部数は1部とする。

(2) 提案書には含めないものとする。

(3) 様式は自由とする。ただし、部品名、個数等はできる限り、詳細に記載すること。

(4) 提出期限

令和7年7月31日(木)午後4時まで

(5) 提出場所

防災管理課

(6) 提出方法

持参（閉庁日を除く午前8時30分から午後4時の間に提出すること）又は郵送（郵送の場合は、配達証明書付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）にて提出すること。

（7）その他

- ① 受領した提出物は返却しない。また、原則として、受領した書類等の差し替え及び再提出は認めない。
- ② 提案書は1社1提案のみとし、2以上の提案書が提出された場合は失格とする。

6 審査・決定について

（1）第一次審査

提出された提案書、見積書の内容を総合的に審査し、「防災行政無線整備事業評価項目」に掲げる項目ごとに評価を行い、最も評価点数の高い提案者を受託候補者として特定する。ただし、1番目の順位の者が同一点数で2者以上となった場合は、第二次審査を行うものとする。

（2）失格基準

整備費用見積について、見積価格が著しく不適當である場合。

（3）第二次審査

第一次審査で最も評価点の高い提案者が複数いた場合はプレゼンテーションによる審査を実施する。提案書及びプレゼンテーションの内容、見積金額について総合的に審査し、最優秀者を決定する。なお、評価については、「防災行政無線整備事業評価項目」に掲げる項目ごとに行う。

第二次審査の結果は、第二次審査の参加者全員へ通知する。

（4）プレゼンテーション

- ① 第一次審査合格者は審査委員会において、応募者による提案内容の説明（プレゼンテーション）及び質疑応答を実施する。
- ② プレゼンテーションは、1提案者当たり30分程度（プレゼンテーション20分、質疑応答10分）行う。
- ③ プレゼンテーションの参加人数は、1提案者当たり5名までとする。
- ④ プレゼンテーションにおいて使用するパソコン等の機材については提案者が用意すること。ただし、プロジェクタ及びスクリーンについては市側で準備する。
- ⑤ プレゼンテーションの実施日時・場所等の詳細については、提案者に別途通知する。

7 審査委員

審査委員は、委員長1名、委員6名の計7名により組織する。

8 受託候補者の特定

- （1）審査委員会において、得点が最も高い提案者を受託候補者として特定する。なお、得点が同点であった場合は、審査委員会で協議の上、決定する。
- （2）提案者が1者の場合は、その提案者が受託候補者として適しているか否かを審査委員会で審議する。

9 審査結果

- (1) 受託候補者として特定された者と協議の上、随意契約を締結する。
- (2) 別紙「防災行政無線整備事業要求仕様書」は、本業務の最低要求水準を示したものであり、受託候補者の提案内容は、契約用仕様書にその内容を添付し、その履行を確保するものとする。
- (3) 受託候補者と協議が整わなかったときは、その特定を取り消すとともに、次順位の者を受託候補者として特定し協議の上、随意契約を締結する。
- (4) 受託候補者が正当な理由なく契約を締結しないときには、その特定を取り消すとともに、次順位の者を受託候補者として特定し協議の上、随意契約をする予定である。

10 その他留意事項

- (1) 提案書等の作成、その他プロポーザルの参加に要する経費は、提案者の負担とする。
- (2) 提案者は、審査委員会の委員の選任後から受託候補者決定の公表までの間において、本契約案件に関し、直接、間接を問わず、自らを有利に又は他者を不利になるように委員に対して働きかけることを禁ずるものとし、この禁止事項に抵触したと認められる場合には、参加資格を失うことがある。
- (3) 提案者が提案書等に虚偽の記載をした場合は、参加資格を失うことがある。
- (4) 審査の経緯については一切公表しないものとする。また、審査結果に対する異議申し立ては一切受け付けない。